

塩尻市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しの概要

1 塩尻市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概要

- (1) 根拠法令：農業経営基盤強化促進法（第6条）
- (2) 見直し時期：定期 ― 概ね5年ごとに見直し
 随時 ― 法改正等による見直し等
- (3) 位置づけ：① 効率のかつ安定的な経営体の育成（認定農業者制度）
 ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成（認定新規就農者制度）
 ③ 地域計画の策定・実行
 … 国段階（基本要綱）、県段階（基本方針）、市町村段階（基本構想）で定める
- (4) 見直し経過：H5.12 公表 → H12.12 定期見直し → H17.9 法改正で変更 → H18.3 定期見直し
 → H22.3 法改正で変更 → H25.3 定期見直し → H26.5 法改正で変更
 → R1.10 定期見直し → R5.6 法改正で変更

2 見直しの考え方

- (1) 県基本方針の見直しに準拠して、塩尻市農業の特性を踏まえた内容へ見直し
- (2) 他産業従事者の所得水準を踏まえた所得目標の検討（認定農業者：500万円の現状維持）
 ※県基本方針550万円（前回530万円）
- (3) 直近の生産費・販売単価を踏まえた経営指標の改定
- (4) 塩尻市農業振興地域整備計画との整合性を図った見直し

3 見直しのスケジュール

年 月	県	塩尻市	農業委員会、J A
R6 9月	【基本方針 公告】	基本構想の原案作成	
R6 10月		農委、J Aへ意見照会	
		(必要に応じて修正)	意見答申
R7 2月		県への協議	
R7 3月	協議に対する同意	【基本構想 公告】	